

航空自衛隊防府北基地仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号			仕 様 書 番 号
品 名 又は 件 名			英語教育（航空学生課程） の部外委託（C-2）
	承認	令和7年3月 3日	
	作成	令和7年2月28日	
	改正	令和 年 月 日 令和 年 月 日	
	作成部隊 等名	第12飛行教育団 航空学生教育群	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊第12飛行教育団航空学生教育群教育隊が実施する第80期航空学生課程学生（以下「課程学生」という。）の教育課目のうち、英語（基礎英会話）の部外委託教育について適用する。

1.2 用語の定義

本仕様書で用いる主な用語の定義は次による。

- (1) 教育等 本契約に基づき実施する課程学生への教育、教育実施に付随する業務及び教育準備業務をいう。細部は別紙第1のとおり。
- (2) 講師 本契約に基づき契約相手方が指定した者のうち、指定された期間、場所において、課程学生に対して教育を実施する者をいう。

2 役務に関する要求

2.1 教育等実施場所

山口県防府市田島無番地 航空学生教育群庁舎及び航学2号館とする。

2.2 教育内容等

別紙第2のとおり。ただし、契約相手方は、官側によるカリキュラムの変更等により、教育内容、委託予定時限数又は講師数等に変更が生じた場合、これに応じるものとする。

2.3 書類提出

契約相手方は、別紙第3に示す書類を、それぞれの提出期限までに提出するものとする。

2.4 講師の資格

講師は次の要件を満足する者とし、検査官による確認を受けるものとする。

- (1) 大学卒業以上の学歴を有している。
- (2) 英語が母国語である。
- (3) (1)、(2)と同等の能力及び資格を有すると認められる。
- (4) 有効な日本在留資格を保有している。

2.5 講師の交代等

- (1) 講師の交代 検査官が当該教育の円滑な実施に支障があると認めた場合、官側と契約相手方が協議のうえ、講師を交代させることができる。
- (2) 講師の代理 講師が急病等により、やむを得ず教育等が実施できない場合、契約相手方は速やかに代理の講師により業務を履行するものとする。
- (3) 資格確認 交代又は代理の講師については、別紙第3に示す「講師の経歴等履歴簿」を交代又は代理の前までに、検査官に提示して確認を受けるものとする。

2.6 教育日程等

- (1) 教育予定 教育予定は別紙第4を基準とする。
- (2) 教育日程の調整役の指名 契約相手方は、教育日程にかかる業務調整を行うための業務調整役を指名し、官側に通知するものとする。

- (3) 教育日程の調整 契約相手方は、教育実施日の調整にあたって、官の要望を可能な限り尊重するものとする。
- (4) 講師の勤務 契約相手方は、教育実施日の前週水曜日までに官側が作成する週間教育実施予定表に基づき、教育実施日に所要数の講師を勤務させ、同時に教育を実施させるものとする。

2.7 実施上の着意事項

契約相手方は、教育を委託された課程学生について責任を持って教育を実施するとともに、教育実施に際して問題があれば速やかに官側に報告し、良好な成果が得られるよう努めるものとする。

3 教科書及び教材等

- 3.1 教程教範 教程教範については、別紙第2に示す教育内容等を考慮し、官側と契約相手方が協議して決定するものとする。
- 3.2 官指定以外の教程教範等 契約相手方は、教育に必要な資料及びその他の教材等を準備するものとし、それらの使用に際して官側の確認及び指示を受けるものとする。

4 検査実施要領

契約相手方は、仕様書等に基づき、検査官による本契約に関わる役務の完了に関する検査を受けるものとする。

5 入門要領及び私有車両運行要領

契約相手方の防府北基地における入門要領及び私有車両運行要領は、部外者等入門取扱規則（平成18年防府北基地達第3号（平成18年4月21日））及び防府北基地私有車両等運行規則（令和3年防府北基地達第6号（令和3年12月23日））に基づく官側の指示に従うものとする。

6 情報漏えいの防止

契約相手方は、本契約の履行に際して知得した情報の第三者への漏えい又は利用をしてはならない。委託教育終了後又は契約解除後も同様とする。

7 再委託

契約相手方は、委託業務の一部を第三者に請け負わせる場合、あらかじめ、書面により検査官の承認を受けなければならない。なお、委託業務の全部を第三者に請け負わせてはならない。

8 個人情報の取り扱い

- 8.1 契約相手方は、個人情報の保護に関する法律等の規定に従うとともに、個人情報漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。
- 8.2 契約相手方は、委託教育に係る個人情報を他の目的で使用してはならない。また、当該情報を第三者へ提供してはならない。

9 情報保証

契約相手方は、情報保証に関する官側の規定に従い実施するものとし、情報保証確保のために必要な措置を講じなければならない。

10 官の便宜供与

契約相手方は、教育等の実施に際して官側と調整し、可能な範囲で次の事項についての便宜供与を無償で受けることができる。

10.1 教育に必要な教材の使用及び関連消耗品等の供与

10.2 教育に必要な関連規則等の閲覧

10.3 契約相手方が行う委託教官等の練成（聴講等）についての協力

10.4 官側が指定する事務室の利用及び契約相手方が用意した、教育に必要な教材等の保管

10.5 その他、官側が必要と認めた事項

11 その他

本仕様書に明記されていない事項が発生した場合又は疑義が生じた場合、契約担当官と協議し、その指示に従うものとする。

本契約に基づき実施する業務内容（基準）

課目	業務区分	細部実施内容
英語（基礎英会話）	教育	課程学生に対する教育
	教育実施に付随する業務	1 課程学生の受講態度等の観察 2 教育実施の調整 3 その他、教育実施に関する業務
	教育準備業務	1 必要な資料及び教材の準備 2 授業の事前予行等

教育内容等（基礎英会話）

教育目標		基礎的な英会話能力を向上させる。	
実施上の留意事項		会話への積極的な参加を促す。	
使用機材 教程教範等		Interchange 2	
方式	時間	教育内容	到達基準
L P	24h	外国人講師による基礎的な英会話 1 様々な話題についての英会話 2 その他	1 外国人と接することに慣れさせる。 2 英語でコミュニケーションを取ることに慣れさせる。

- 注：1 基礎英会話については、6クラスの教育を委託する。委託予定時限数は、24時限×6クラス＝144時限とする。
- 2 1時限は50分間とする。
- 3 方式に示すLは講義（説明・解説等を主とする教育方式（質疑応答の実施を含む。））、Pは実習（問題演習を主とする教育方式）を示す。
- 4 本教育内容等は、課程教育実施基準について（通達）（教育集団教2第32号（平成29年2月23日））、航空学生課程教育細部実施基準（通達）（12教団教111号（令和3年3月12日））、航空学生課程基本教案（通達）（12教団航群第70号（令和3年3月31日））及び航空学生課程教育に関する準則（第12飛行教育団航空学生教育群準則第2号（令和5年4月7日））に基づくものである。

提出書類一覧表

名称等	含める内容	書式	提出時期	備考
講師の経歴等履歴簿	1 氏名 2 年齢 3 国籍 4 現住所 5 電話番号 6 学歴 7 在留カード(写)	任意	契約後速やかに	提示だけ。書類は契約相手方が保管する。
教育実施報告書		別示	契約期間終了まで	
その他官側が必要と認めた資料		別示	別示	

